

70歳以上の市民が対象 2,000円分の「はなまき小判」を配布します



市では、70歳以上の市民を対象に、花巻 商工会議所が発行するはなまき小判2,000 円分を配布します。申請は不要です。

- ■対象 9月1日時点で、本市の住民基本 台帳に記載されている70歳以上の人
- ■利用期間 10月15日(木)~令和3年3月 21日(日)
- ■助成額 はなまき小判2,000円分(1,000 円分2枚)
- ■配布方法 10月1日以降、本事業の委託 先である花巻商工会議所から簡易書留 で郵送。郵便局員が対象世帯員に手 渡します。
- ※不在だった場合、不在通知は投函せず、10 月15日以降に改めて郵送。2回目の配達で も不在だった場合は、不在通知を投函し ますので、郵便局に再配達を依頼するか、 郵便局窓口で受け取りをお願いします
- ■利用可能店舗 337店舗(9月23日現在) ※利用できる店舗の最新状況は、花巻商工

会議所にお問い合わせください

【問い合わせ】

- ○配布に関すること…花巻商工会議所(☎23-3381)
- 事業に関すること…本館商工労政課(☎41-3539)
- ◆◆ はなまき小判を販売します ◆◆ 花巻商工会議所では、市の事業によ る無料配布とは別に、例年と同様、は なまき小判(1,000円分の券を920円で 販売)を8万枚限定で販売します。
- ∘ 販売場所・販売期間 ▶なはんプラ ザ…10月15日(木)・16日(金)[2日間で 完売しない場合は、花巻商工会議所 本所で10月19日(月)~完売するまで 販売]▶花巻商工会議所各支所…10 月15日(木)~完売するまで

※土・日曜日、祝日を除く

- 販売時間 午前9時~午後5時
- 問い合わせ 花巻商工会議所(☎23-3381)



国民健康保険税の減免制度をお知らせします

【問い合わせ】 本館市民税課(☎41-3526)

新型コロナウイルス感染症の影響により、主な生 計維持者の収入の減少などがあった場合に申請する ことで、国民健康保険税の一部または全額の免除を 受けることができます。

■対象·減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主な生計維 持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯…全 額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主な 生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の要件 に全て該当する世帯
- ▶事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入の うち、いずれかの収入で令和2年中の収入の減 少額が令和元年中に比べ10分の3以上減少する 見込みであること▶令和元年中の所得の合計額 が1,000万円以下であること▶令和2年中の収 入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年 中の所得の合計額が400万円以下であること… 右記の[表1]で算出した対象保険税額に[表2] の減免割合を乗じた額

[表1]

A…世帯の被保険者全員について算定した保険税額 B…減少することが見込まれる収入に係る前年所得金額 C…生計維持者および世帯の被保険者全員の前年合計所得金額

[表2]

前年合計所得金額	減免割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

[算定例] 世帯主(夫)の事業収入が7割以下となる見込 みの国保加入世帯の減免額

	区分	内容
(1	令和元年中世帯合 計所得額	400万円(世帯主…事業所得250万円、年金所得100万円、妻…年金所得50万円)
2	令和2年度保険税額	50万円
3	減少が見込まれる 世帯主の所得額	250万円
(2	減免割合	10分の8(前年合計所得金額400万円以下)
E	減免額の算定 (②×③÷①×④)	50万円×250万円÷400万円×0.8=25万円
@	減免額	25万円



県の観光宿泊施設緊急対策事業費補助金に市が上乗せ補**助** 宿泊施設感染症対策等整備事業



市では、県の「観光宿泊施設緊急対策 事業費補助金 |を受け、新型コロナウイ ルス感染症対策に取り組む宿泊事業者を 対象に、上乗せ補助を行います。

- ■対象 市内宿泊事業者(県観光宿泊施 設緊急対策事業費補助金を受ける宿泊 事業者に限る)
- ■補助対象事業 感染症対策に関する整 備事業
- ※ワーケーション受入環境整備は対象外 ■補助率·上限額 県観光宿泊施設緊急

対策事業費補助金の補助対象経費合計 額が300万円を超えた分の3分の2(上 限100万円)

- ■申請期限 令和3年2月中旬(予定)
- 《申請方法など、市ホー ムページをご覧くださ



【問い合わせ】本館観光課(☎41-3542)

❖ ❖ 県の観光宿泊施設緊急対策事業費補助金の概要 ❖ ❖

県では、新型コロナウイルス感染症対策 に取り組む県内の宿泊事業者を対象に、衛 生設備やワーケーション受け入れ環境の整 備などの費用を支援しています。

- ■対象 県内の宿泊事業者
- ■補助対象事業
- 感染症対策整備

区分	内容	
衛生設備整備	センサー付き水道蛇口、空気清浄器など	
	アクリル板、ビニールカーテ ン、ルームサービスワゴンなど	

○ ワーケーション受入環境整備

区分	内容	
無料公衆無線LANの 整備	Wi-Fiなどの導入	
スペースの改装に係 る設備整備	音響設備設置、プロジェクター 設置など	
スペースの改装に係る備品購入	事務用デスク、会議用プロジェ クター、パーテーションなど	

- ■補助対象経費 次のいずれかに該当する 経費
- ▶機器購入費▶設置工事費▶設備購入費 ▶備品購入費▶撤去費−など
- ※整備後の設備保守管理費や消耗品購入費 などは対象外
- ■補助率・上限額 3分の2(上限200万円)
- ■申請期限 令和3年1月15日(金)

*申請方法など、詳しくは **回去な…回** & 帰 県ホームページに掲載し ています



【問い合わせ・申請】 県商工労働観光部観 光・プロモーション室(2019-629-5574)

心配な人は

新型コロナウイルス感染症に 関する相談窓口

岩手県 帰国者・接触者相談センター 24時間対応

> **25**019-651-3175 **2**019-626-0837

岩手県 感染症相談窓口

午前9時~午後9時

2019-629-6085 **EX**019-626-0837

厚生労働省 電話相談窓口

午前9時~午後9時

20120-565653 **EX**03-3595-2756

(b 2020(R2).10.1